

公園内雪置き場の ルールとお願い

遊具・樹木の損傷や事故を誘発する可能性があるため、公園には、原則として雪を捨てることはできません。しかし、町内会と札幌市との間で協定を結び、責任を持ち、ルールを守ることで、公園内に雪をおくことができます。

公園
雪置き場の
注意!!

事故誘発と遊具破損のおそれ

① 搬入するスロープは、
勾配をゆるく、安全に配慮

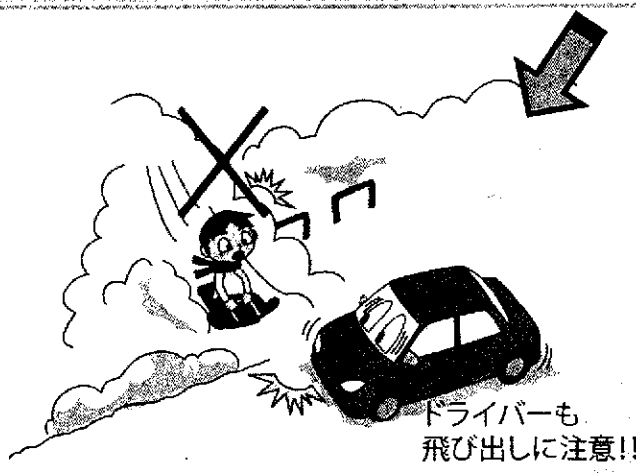
② 遊具の周辺に雪を置かない



入口の
スロープの作り方

ゆるく 曲げる

奥に



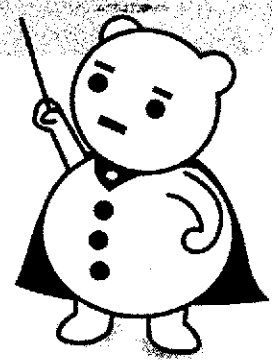
子どもがスロープや雪山から
道路に滑り降りて事故を誘発するおそれ



遊具・樹木が雪の重みで破損のおそれ

お問い合わせ

札幌市建設局雪対策室事業課
TEL 011-211-2662 FAX 011-218-5141
札幌市中央区土木部維持管理課
TEL 011-614-5800 FAX 011-614-5843



裏面に続く

公園の雪置き場のルール

雪置きルール ①

安全パトロール

雪山で遊んでいる子どもへの注意喚起や危険な雪積みをしないうようパトロールをお願いします。

雪置きルール ②

遊具・樹木の周りに雪を置かないよう注意!

遊具・樹木の損傷や事故を防ぐため、遊具・樹木の周りに雪を置かないでください。

地域で子どもの見守りもお願いします



雪置きルール ③

搬入路は安全に配慮

子どもの事故等を防ぐため、雪は出来るだけ奥に搬入し、搬入するスロープは、勾配をゆるく、曲げるなど、安全に配慮してください。

雪置きルール ⑤

みんなにルール周知

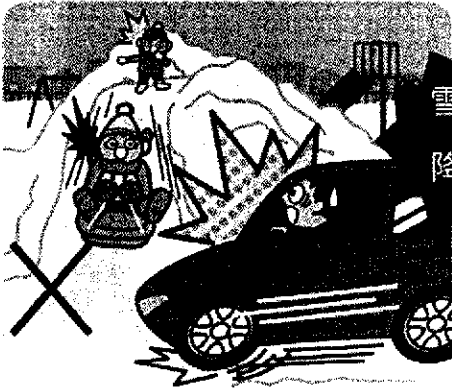
地域の人にルールを周知・徹底してください。また、施設の破損があった場合は、下記、土木部維持管理課に連絡するとともに、簡易な補修は町内会で実施するなど、安全な環境維持にご協力をお願いします。

雪置きルール ④

春先に清掃活動

冬季間も含め公園は子どもたちの貴重な遊び場です。春先に地域の皆様で早く利用できるように雪割り作業の実施、ゴミ拾いなどの清掃活動をお願いします。

子どものルール



雪山から道路に滑り降りるのは絶対だめ!

遊具の周りに見えない空洞ができ、落ちて、けがをすることがあるので注意!

